

J. Roemer の搾取論

甲 賀 光 秀

本稿では、搾取についての John Roemer の提出している主要な論点を紹介・吟味し、それをとおして、搾取 (exploitation) についてたちいて基礎的な考察を加えることに目的がある。Roemer のここでの議論に関連ある、彼の文献の主要なものは文献リストにある。

搾取論の一層体系的な検討は別の機会に譲る。

1. Roemer の問題

“搾取”は社会現象であるから、搾取をもたらす社会的諸条件が必ず存在するはずである。封建制・奴隷制のもとで搾取をうみだす *institutional culprit* は身分的束縛や賦役労働などの形態での労働交換の強制制度である。資本制のもとでは、生産物の商品市場が発展し、労働力商品市場も存在するようになる。奴隷の売買と異なり、資本制での労働市場での取引、労働の交換は労働者自身による自発的な労働力商品の販売によって支えられている。資本制での商品交換のシステムは、封建制・奴隷制のもとで存在した様な労働交換の強制を解消させた基礎の上に発展した。そこでは、封建的・奴隷的搾取は労働交換の強制という制度の廃絶とともに全廃された。それでは、搾取は存在しなくなったのかといえば、資本制的搾取という新しい搾取が発生しており、一方に巨大な富を集積する資本家をうみだし、他方で労働力を商品として販売することを余儀なくさせられる労働者階級が存在している。資本家の所有する巨大な富を系統的

に社会システムとして保障しつづけるものは、資本制における剰余労働の搾取があるからである。この資本制的搾取をうみだす制度的犯人は、生産手段の一階級による私有である。

いま、この生産手段の一階級による独占的私有が廃絶された社会を考える。この新しい社会では生産手段が私有されることはないという意味で共有である（ある社会ではそれが国家所有という形態で、生産手段の一元的・集権的所有という形態をとった）。

この生産手段の私有が全廃された社会では封建的（奴隷制的も）、資本制的搾取はいずれも廃絶されているはずである。なぜならば、労働交換の強制をもたらす制度も、生産手段の私有も全廃されているからである。

それでは、この「新しい社会」では搾取は一切全廃されたのだろうか？ もしこの社会で生産物の分配や、さまざまな特権的地位の配分に関して社会成員のあいだに（諸個人間や、諸民族間に）著しい不平等、不公正が存在したり、この「新しい社会」が別の「新しい社会」と戦争をしたり、ある集団が別の集団を抑圧したりする様な現象が系統的に発生し、社会問題となっていたとする。この社会でも、やはり新しい搾取が発生しているのではないだろうか？ これが Roemer の問題意識である。

もし奴隷制的・封建制的・資本制的搾取でないとすれば、それは新しい形態の搾取であろう。それでは、この新しい形態の搾取をもたらした制度的条件は何か存在するのだろうか？ a) 譲渡しうる (alienable) 物的生産手段に関しては私有制が廃絶されたが、譲渡しえない人間の特性としての要素は諸個人がそれぞれ獲得している。これは各種熟練であったり、技術的知識・経営のノウハウであったりして特定の個人（あるいは集団）に帰属している。b) また社会的・経済的な諸関係をとり結んでいるときに、この諸関係のなかでの特権的位置があり、それは全成員が平等には就くことができない少数のポストであることが多い。この特定のポストを誰が占めるかに関して不平等や不公正が存在するかも知れない。

Roemer は、a) を「社会主義的搾取」の発生原因と呼び、b) を「Status

にもとづく搾取」の発生原因と考える。

こういった奴隷制・封建制・資本制・社会主義的・statusにもとづく搾取，さらには新古典派が承認するケースである労働者が，労働の限界生産力以下の賃金しか受けとっていないときに発生する新古典派的搾取など，およそあらゆる形態の搾取を説明しうる理論と呼ぶものを Roemer は提出した。これが Roemer の意図する“A General Theory of Exploitation and Class” 1982. である。

2. Roemer の設例¹⁾

それでは Roemer は“搾取”についてどの様に考えているかの検討にはいる。そのために Roemer の設例をみる。

〔設例 1〕

仮定

i) 社会は1,000人の同質な労働人口からなる。

ii) 生産物は，一種類で穀物とよぶ。

iii) 生産方法は二通りあり，農場と工場とよぶ。

農場 3 労働日 → 1 単位産出

工場 1 労働日 + 1 単位種子 → 2 単位産出

iv) 穀物の生産期間は1週間とする。

v) この社会には，500単位の種子がストックとして存在する。

vi) この種子穀物ストックは，全成員が平等に $\frac{1}{2}$ 単位ずつ所有している。

vii) 全成員は同一の選好をもち1週1単位の穀物を消費する。より多くの穀物を労働支出を増大さすことなく獲得できれば望ましいと考えるが，1週1単位の穀物を得るために必要な労働支出を最小にすることを選好し，かつストックは喰いつぶさないものとする。

〈均衡解〉

$$\text{工場} \quad \frac{1}{2} \text{単位種子} + \frac{1}{2} \text{労働日} \quad \longrightarrow \quad 1 \text{単位生産}$$

$$\text{農場} \quad 1 - \frac{1}{2} \text{労働日} \quad \longrightarrow \quad 0.5 \text{単位生産}$$

各主体は、2労働日だけ労働し、 $\frac{1}{2}$ 単位の種子用ストックを再生産し、かつネットで1単位の消費用の生産をする。

このとき、穀物1単位の生産のために必要な社会的労働量は、2労働日である。毎週1,000単位の純生産をしなければならないということが与えられている。

この社会でこの均衡解のもとでは搾取は存在しない。というのは、各主体は2労働日を支出して純生産1単位を得て社会的必要労働量がちょうど2労働日であるからである。ここでは、蓄積がなく、単純再生産であり、次週も同じ水準の生産が可能であるように生産用種子のストックも確保できている。他人のための労働は一切行われていないし、皆が同じ労働をし、生産に関しては誰からも支配されていない。勿論、交換が存在しない。

〔設例2〕

設例1の仮定 v_i を v_i' に変更し、他は同じとする。

v_i' 5人の主体が、各々100単位の種子ストックを所有し、残りの955人の主体は、自己の労働力以外には何も所有しない。

〈均衡解〉

この設例で、ありうる解は種子ストックの所有者は、工場で自分が1労働日だけ労働し、ストックの所有から排除された主体は農場で3労働日だけ労働をする、というものである。しかし、この解では、種子ストックの過剰が発生する。したがって、これは〈均衡解〉ではない。

労働市場

ここで労働市場を導入することで〈均衡解〉を探してみる。ストックを所有しない955の主体は、工場で働くか、農場で働くかを選択できるとする。スト

ック所有者は“資本家”として、賃金支払と交換に労働者を雇用して自分の工場で労働をさせるものとする。このとき、農場で働けば、自己労働に基礎を置いているので、生産過程で資本家の指揮・監督という支配を受けないですむが、3労働日で1単位の穀物を生産しうるだけであり、ある主体は賃労働者として、1労働日あたり $\frac{1}{3}$ 単位の穀物賃金より多く得られて労働日を短縮して余暇を増やす方を選択するかも知れない。

いま、955人の主体が農夫を選択するか、賃労働者の道を選択するかについての選好態度が特定のものに決まり、資本家は所有する資本ストックとしての種子を全て有効に利用しつくすことが保証されるように、工場での実質穀物賃金が1労働日あたり $\frac{1}{2.5}$ 単位であったとする。

工場；2.5労働日×40人+2.5単位×40種子

$$5 \times (100 \text{ 労働日} + 100 \text{ 単位種子}) \Rightarrow (5 \times 200) \text{ 単位産出}$$

農場；995-40×5=795農夫

1,000単位

795×3労働日

⇒795単位産出

この解の場合、各工場での純生産物100単位のうちから各資本家が労働者に賃金として40単位ずつ支払い、残余が60単位となる。この60単位が、この社会での剰余生産物である。

資本家の消費態度が変化なしとすれば、59単位の剰余生産物は、蓄積の財源となるか、あるいは他の不生産的目的地で費消されることになる。

設例1と設例2では、純生産物の量が異なっている。設例1の場合は、きっかり1,000単位であったが、設例2の場合では $500 + 795 = 1,295$ 単位に増大している。この理由はなぜか？ 設例1の場合の労働は、工場で総計500労働日が投入され、農場では1,500労働日が投入されているから合計2,000労働日であった。設例2の場合には、工場で500労働日は不変であるが、農場で農夫が795人×3days/1人=2,385労働日の労働をしている。したがって、 $2,385 + 500 - 2,000 = 885$ であるから、885日も多くの総労働量が投入されている。このように設例2の場合の総投入労働量、とくに農場での885日の増大が、295単位の純生産物の生産量の増大をもたらしたのである。

Roemer は、この設例 2 の場合には、労働者も農夫も“搾取されている”と判断する。資本家は労働日がゼロであるから“搾取している”と判断する。

その理由は、労働者は 1 単位の穀物賃金を得るのに 2.5 労働日を、農夫は 3 労働日を支出したが、いずれも設例 1 でみた“社会的必要労働量”の 2 労働日より多く支出しているからである。

〔設例 3〕

設例 2 において労働市場が導入されたが、ここではその代わりに信用市場を導入する。種子ストックの所有者は 5 人で各 100 単位所有しているのは前と同じであるが、労働市場は開かれていないから、賃労働者を雇用することはできない。そのかわり信用市場で貸手と借り手が出現する。貸手は金利生活者であり、借り手は自己の労働力を販売しないから賃労働者ではない。借り手は、種子ストックを金利生活者から借入れて、生産期間の終わりに元本とともに利子を支払う。設例 2 では、各資本家は 100 単位の種子ストックを資本として投資し、60 単位の利潤を獲得した。したがって利潤率は 60% であった。ここでは、利子率を同じ水準 60% にすれば、借り手は 200 人出現して工場で各々 2.5 労働日を支出して、借入れた種子を生産財として生産に用いる。各借り手は、賃労働者と同じく 1 単位の純生産物を取得して、それを消費するが、あとには何も残らない。自己労働の成果として 1 単位の純生産物を消費するだけである。したがって、信用市場が導入された場合、そして労働市場が存在しない場合でも搾取は発生し、設例 2 と全く同形の搾取一階級関係の対応が発生する。Roemer は、この場合でも、借り手と農夫は搾取されていて、貸手は搾取している、と判断する。

〔設例 4〕

これまでと同様の穀物経済を考えるが、技術条件は次のとおりである。

工場（資本集約的技術）

若干の設備 + 3 労働日 → 1 週間分の消費財必要量

（減価なし）

農場（労働集約的技術）

設備不要 + 6 労働日 → 1 週間分の消費財必要量

仮定 i) 社会は、生産設備の量に制約がある。全成員が工場で労働するに必要な半分の生産設備量しかない。

ii) 社会のメンバーは、平等に生産設備を所有している。

iii) 各主体は、簡単に費用をかけずに工場と農場での生産に移れる。1 週間分の必要な消費財量を入手するための労働支出を最小にするよう行動する。

<均衡解>

各主体は、 $4\frac{1}{2}$ 労働日の労働を支出する。最初に $1\frac{1}{2}$ 労働日だけ工場で働き彼の設備を使用する。そして $\frac{1}{2}$ の消費財必要量を生産する。次に農場で他に 3 労働日の労働を支出して残りの $\frac{1}{2}$ の消費財必要量を生産する。この設例 4 では明白に、どの基準でみても搾取は存在しないのは設例 1 と同じである。

[設例 5]

同様の条件で、労働市場を導入する。

仮定

i) グループ H は、他の S のグループの成員を雇用する。

ii) グループ S の成員は、工場でのみ労働する。

iii) グループ H の成員は、農場でのみ労働する。

iv) グループ S の成員数は全社会の $\frac{1}{3}$ である。

v) グループ H の成員数は全社会の $\frac{2}{3}$ である。

<均衡解>

① グループ S の典型的な 1 人の s_1 は、自己の生産設備を使用して工場でのみ $1\frac{1}{2}$ 労働日の労働支出をして、消費財を必要量の $\frac{1}{2}$ だけ生産する。

② 次に、 s_1 は $1\frac{1}{2}$ 労働日だけの労働力を H のグループのある h_1 に販売

し、賃金として $\frac{1}{4}$ の消費財必要量を受けとる。 h_1 は利潤として $\frac{1}{4}$ の消費財を得る。

③ さらに s_1 は、あと $1\frac{1}{2}$ 労働日の労働力を H のグループの他の別の 1 人 h_2 に販売し、やはり $\frac{1}{4}$ の消費財必要量を賃金として受けとる。 h_2 は利潤を h_1 と同様にうけとる。 s_1 は、 $4\frac{1}{2}$ の労働を支出して、ちょうど必要なだけの消費財を入手する。

④ h_1 は、今期使用しうる生産設備はもうないとする。すでに $\frac{1}{2}$ の生産設備を今期は s_1 を雇用して使用したから。そこで、農場で残りの $\frac{3}{4}$ の消費財必要量の生産のために、 $\left(\frac{3}{4} \times 6 = 4\frac{1}{2}\right)$ 自己労働で $4\frac{1}{2}$ 労働日を支出して生産する。 h_2 も同様にする。

⑤ このミクロ的状態が社会全体に拡大される。 S のメンバーと H のメンバーの比は 1 : 2 である。

Roemer は、この設例 5 では、労働市場が存在し賃労働者が存在し、資本家が利潤を取得しているにもかかわらず、資本家・労働者ともに生産手段の所有に関しては差異がないから、搾取が存在しないとす。実際、設例 4 と同様の消費財必要量を全成員が獲得していて、全成員がやはり $4\frac{1}{2}$ 労働日の労働支出をし、消費財の生産に必要な社会的労働量に等しいからである。

3. 搾取の存在の制度的条件

搾取という社会現象が存在するための制度的条件について、Roemer は一般的なことは必ずしも明快には述べていない。そういう意味で、搾取の一般理論にはなりえていない。このことをみよう。

① 商品市場と搾取

Roemerによれば、財市場が存在するだけでは搾取が存在しない場合がある。単純商品生産社会がその例としてあげられる。しかし、財市場だけが存在し、かつ生産手段の所有に関する不平等が存在すれば搾取は発生すると考えている。このことは上記の設例ではみられないが、設例1や4で生産手段私有の平等性を排除し、不平等な所有が存在すれば搾取は発生すると主張している。しかし、上記設例は極めて単純なもので、とりわけ社会的分業の複雑な関係は反映されていない。Roemerは森嶋型の線型不等式を用いた線型計画モデルで、この搾取の発生を論じている。いまレオンティエフ型の投入係数を仮定すると、 (A, L) であり A は $(n \times n)$ の行列、 L は $(1 \times n)$ のベクトルである。

b を $(n \times 1)$ のベクトルで生産者のための消費財必要量を示す。 ω^v は $(n \times 1)$ のベクトルで、第 v 番目の生産者の生産された生産財ストックの初期保有量を示すものとする。 p は $(1 \times n)$ の各財の均衡価格を示す。次の最適計画モデルを考える。

各生産者は p のもとで、 x^v を Lx^v を最小にするように選択する。

制約条件は、

$$p(I-A)x^v \geq pb \quad (1)$$

$$pAx^v \leq p\omega^v \quad (2)$$

$$Lx^v \leq 1 \quad (3)$$

$$x^v \geq 0 \quad (4)$$

(1)は、 v 番目の生産者は、均衡価格 p のもとで彼が生産する純生産物の価額が生存のために必要な消費財 b を購入するのに要する額にとって十分である様に x^v の水準でそのアクティビティを操業せねばならぬという条件である。

(2)は、資本制約条件であり、初期資産の保有が均衡価格で測って、 x^v の水準でアクティビティを操業するために必要な投入財の購入額にとって十分であることを示す。

(3)は、労働の制約条件である。各人は1単位の労働を支出しうる。

以上の制約条件のもとで、 N 人の生産者は労働支出を最小にする様に行動

する。このモデルは単純商品のもとでの単純再生産のモデルであり、均衡は各商品の価格ベクトルであり、各財の需給は一致し過剰な財は存在しない。又、財市場は生産開始に先立って各生産者が所有する生産された財を市場で販売し、その生産者が選択した技術のもとで必要な投入財を購入する。生産の終る時点では、再び市場で彼らの必要な消費財の購入のために生産物を販売する。両市場では需給は均衡し、生産で使用された財はすべて補填される。即ち各生産者はこの計画のもとでの最適解 x^v をもち、 $x = \sum x^v$ とするとき、 $Ax \leq \omega = \sum \omega^v$ であり、 $(I-A)x \geq Nb$ が充されている。

このモデルでは、単純商品のもとでの単純再生産であるから、商品市場が存在しても、労働市場は存在しないから、各生産者は自己の仕事場で生産をする。 N 人がそれぞれ異なった生産プロセスを選んで操業するので、異なった労働時間だけ労働することになるのは、 N 人の初期の資産保有制約の結果である。

このとき各財の生産に費された労働量は、 $\Lambda = L(I-A)^{-1}$ である。この社会で行なわれた労働の総計は正確に NAb だけのものである。 NAb は“社会的に必要な労働時間”である。 Ab は“必要労働時間”である。ここでは剰余生産物は生産されていない。ところで均衡価格が成立したときに、一つの可能性として、各人の労働時間が正確に Ab でなく、第 i 生産者は Ab より多く労働し、第 j は Ab より少なくしか労働していないことがありうる。このとき、Roemer は j が i より少ない労働をしており、 i は j より多く労働しているし、 i も j も同一の消費財を取得しているから、 j のもとへ i の剰余労働が財の交換をとおして移転したのであるから、これを搾取と呼び、 j は“搾取している”と言う。

以上の例の様に、競争的な財の市場（商品市場）が存在し、そのもとで初期の資産保有が不平等でありすなわち、 $p\omega^v > p\omega^u$ の結果として $Lx^v < Lx^u$ である、ときに、搾取は存在しうると Roemer は結論する。

均衡解が各生産者の労働時間の均等化をもたらす様な場合には、競争市場が存在しても労働時間の均等化をもたらす様な初期の資産配分が平等主義的なものである場合には搾取は発生しない。

② 労働市場と搾取

労働市場が存在しても搾取が存在しないと Roemer が考えるのが、設例の 5 である。労働市場は階級の発生にとり必要条件である。設例 5 でも、設例 2 でも労働力を販売しているか労働力の購入者であるかに応じて階級が形成されるとみる。さらに、農夫の例のように資本家でも労働者でもない小商品生産者も発生しうるし、賃労働者であり、小商品生産者であるケースも発生し、さらには設例 5 のように労働者を雇用し、かつ農場で自己労働で生産する様な小農・小商品生産者を兼ねる資本家も存在しうる。Roemer は以上の様に労働市場は階級をうみだすが、搾取にとって必ず必要な条件とは考えていない（Roemer は「階級搾取対応原理」（CECP）と呼ぶ²⁾）。

③ 信用市場と搾取

信用市場は、設例 3 でみた様に、労働市場の機能と同質であり、搾取と階級を発生させうるものであると考えている。

④ 生産手段所有の不平等と搾取

社会的分業が存在し、私有があり、生産手段の不平等な私有が存在するときには、搾取が発生すると Roemer が考えていることは、設例 5 でみた。さらに、Roemer は「社会主義」のもとでは、生産に際して必要な物的生産手段の私有や、所有の不平等が消滅しても、譲渡しえないで特定の成員についてまわるある種の熟練労働的資質に関して不平等な状態が存在するときにも“搾取”は発生しうるものとする。したがって熟練労働や労働の異質性といった形態で現われる要素を譲渡されえない。疎外しえない生産的・人間的資産とみれば、この種の資産の所有や分布に関して社会成員のあいだで不平等な関係が存在するときに、搾取は発生の可能性があり、これらの要因にのみもとづく搾取を「社会主義的搾取」と呼んでいる。

⑤ Status と搾取

社会的諸関係のなかで、ある地位があってその地位を占めるものが比較的少数であり、標準的な成員に比して相対的に多い報酬を取得しているような場合を status にもとづく搾取とよぶ。この status にもとづく搾取は Roemer によれば「社会主義」のもとでのみ固有のものではなく、他の社会制度においても発生しうるものである。しかし、この形態の搾取は、他の形態の搾取が廃絶されてもなお残りうるものである。社会諸関係のなかでの特権的な地位にあることが、その地位を占めるものの特別な熟練労働によって支えられている場合があっても、そういった複雑労働の報酬としては大きすぎるといような場合を考えている。この特権的地位のなかには官僚機構、政治的機構、非市場的局面でなされるその他の決定機構などのなかでの地位を含む。この地位の量的大きさは、その社会が分権的な決定機構方式を広範囲に導入している限りで減少せうるものである。また、この特権的な status にあるものは、その地位の保持のために行動する様になり、かつその地位が世代を越えて継承されがちである。この地位を占めうる資質の再生産も特権的に得る報酬によって容易になしうるからである。教育・訓練によって形成されうる資質にもとづく様な「社会主義的搾取」とこの status 搾取の相互依存関係は大きいものであり、両者の間の区別は必ずしも容易ではない。status による搾取は社会機構を分権化し、民主的な機構に置きかえることによって減少せうるが、「社会主義的搾取」は一定の歴史的発展の低い初期の段階では「社会的に必要な搾取」となり恒常化しやすい。

⑥ 国際間における不等労働量交換による搾取

Roemer が例示する搾取の別の形態として国際間の生産に必要な諸要素の所有の不均等な配分にもとづく搾取をあげることができる。一国・一社会内で上記のいずれの形態の搾取がなくても、国際間で労働市場・信用市場・資本市場などが開かれていない場合でも、自由な貿易による交換が存在して国際的な分業があり、各国ごとに所有が独立しているときには、すでにみた様に単純商品

生産社会で搾取が発生する場合の特別なケースとなる。

世界的市場で「社会的に必要な労働時間」が決定されて、生産諸要素の所有の不平等と国際的にみれば私有の特徴をもつ関係に各国が置かれている場合には、世界で必要消費財量の均等化があり、かつ所有の不平等性からくる労働時間の不均等があり、不等労働量交換があれば、より少ない労働量支出（資本集約的技術を採用しうる国）で生産活動を行なう国とより多い労働支出で（労働集約的技術）で生産を行なう国とのあいだで剰余労働の移転があり、搾取が発生する。

⑦ 内生的決定としての階級と搾取・選択行為の結果としての階級—搾取

Roemer の搾取と階級に関する議論の他の顕著な特徴は、階級関係や搾取関係を発生させる社会的条件として、初期の資産・生産手段保有の不平等とは別に、主体の選択行為をあげている。各主体は自己の労働支出を最小にするような合理的選択行為を行なうものとして想定する。所与の消費財を獲得するのに農夫の地位を選択するか、賃労働者の地位を選択するか、あるいは資本家、貸し手の地位を選択するかに関して、いずれが最適であるかについて、初期の資産保有の制約条件のもとで労働支出を最小にしるように階級的地位を選択することで自己決定する。したがって、労働市場と、それと同様の機能を果たしうる信用市場の導入があっても、どのような階級的地位に位置するかについては、初期の資産保有状態と自己の選択行為の結果として、いわば内生的に決定されるものである。階級的地位は従って、初期の資産保有の不平等な状態という所有関係という社会的条件と、各主体の選択行為の結果としての階級的地位の主体的選択行為論という特徴をもっている。

設例2と3で示された様に、初期に生産手段、資本ストックの所有の不平等が存在するとき、各主体は所与の消費財量を獲得するために、自己の労働支出を最小にするという基準で合理的選択行動をした結果、資本家を賃労働者・農夫あるいはそれらの兼ねそなえというグレー領域の地位を決定する。

また設例5の場合の様に、初期の資産所有・生産手段所有に関して平等主義

的な状態が想定されていても、労働市場の導入があれば階級関係が、やはり選択行為の結果として内生的に決まる。あるグループは資本家を、他のグループは賃労働者階級の地位を自らの合理的な選択行為として決定している。もっとも、すでにのべた様に、この設例では、資本—賃労働関係という階級関係が存在しても搾取は発生しないと Roemer は判断する。これは単純商品生産社会・単純再生産社会で階級は存在しないが搾取が存在するという、①商品市場と搾取で考えたのと対照的である。

Roemer は、さらに“Reswitching”という Cambridge 資本理論論争で論じられた様な考えを用いて、全く同じ経済的条件のもとでも、搾取者と被搾取者が交替しうる様な例を示している。ある均衡価格 p のもとでは生産者 μ が ν を搾取するが、別の均衡価格 \bar{p} のもとでは逆に、 ν が μ を搾取する。このようなことが発生するのは、やはり初期の資産保有の状態の特徴に依存している。 μ と ν のどちらも、資産保有において他よりも多く保有しているということがないような場合である。例えば二財モデルでは、第 1 財に関しては μ が ν より多く保有しているが、第 2 財に関しては逆に ν が μ より多く保有しているといった場合に、この搾取者—被搾取者の立場の逆転が生じる。ここでもどの様な均衡価格を選択するかという主体の行為が搾取者—被搾取者の立場を決定することになる。

4. Roemer の搾取の定義・判定基準

Roemer は、設例 5 で示した様に、たとえ労働市場・信用市場・財市場が開設されている場合でも、資本—賃労働関係があり、資本家が利潤を取得しているにもかかわらず、“搾取”は存在しないと判断するような搾取の定義と判定基準をもっている。

Marx 的搾取概念の拡張

Roemer は搾取という現象は社会全体の見地から把握されるべき概念である
と考える。

設例 5 の場合にもどると、グループ S の成員はグループ H の成員によって
雇用されており、ある S のメンバーは 2 人の H のメンバーのもので、それぞ
れに $1\frac{1}{2}$ の労働日を販売し、必要な消費財の $\frac{1}{2}$ 単位を生産し、 $\frac{1}{4}$ 単位を
賃金を受けとり、彼を雇用した資本家は $\frac{1}{4}$ 単位を利潤として取得する。こ
の場合マルクスの剰余価値論からすれば、設例では設備は減価しないとしてい
るので、 $1\frac{1}{2}$ 労働日で $\frac{3}{4}$ 労働日の価値をもつ消費財しか受けとっていない。
このとき支払労働/不払労働の比は 1 で 100% である。

Roemer によれば、この見方は搾取現象をあまりにもミクロの見地からとら
えている。すなわち工場での労働・生産過程のみで考えている、搾取は全社会
的な現象であるから農場での生産をも考慮すると、工場での消費財一単位の生
産に必要な労働量は、農場での生産と同時に考えて、9 労働日で 2 単位の消費
財を生産しているのだから、単位あたり消費財価値は $4\frac{1}{2}$ 労働日となり、勞
働者が受けとった消費財 $\frac{1}{4}$ 単位は、 $4\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = 1\frac{1}{2}$ 労働日となるので、
ちょうど労働者が $\frac{1}{4}$ 単位の消費財を得るために働いた労働量と等しく搾取
はない。

資本家の場合も同じである。彼は利潤として $\frac{1}{4}$ 単位の消費財を彼自身の
労働の投下をすることなく無償で入手している。しかし必要な消費財の残り
 $\frac{3}{4}$ 単位を得るために、彼は農場で $4\frac{1}{2}$ 労働日だけ自己労働にもとづき生産
しなければならない。結局、資本家も 1 単位の消費財を取得し、支出した労働
量はその財の生産に「社会的に必要な労働量」と等しいから、剰余労働の搾取
をしていないことになる。

Roemer によれば、資本制のもとで Marx の搾取概念は次のように「一般
化」できる。³⁾ 社会の純生産物の生産量の総計を生産するのに「社会的に必要な
労働時間」総計は、直接労働時間の総合計に等しい。そこで全社会は N 人か
ら成りたっているとし、 N 人が行なう労働時間の総合計を N 時間とする。こ

の労働は、賃労働者の雇用時間の総計だけではなく賃労働者としてでなく生産過程に従事したすべての成員が費やした労働時間を含むものとする。すべての労働は同質的であるとする。この N 時間の労働が生産した純生産物が n 種類あり、それを (y_1, y_2, \dots, y_n) とする。

各財一単位の「生産に必要な社会的労働量」を A_i とする ($i=1, \dots, n$)。このとき

$$\sum A_i Y_i = N \quad (i=1, \dots, n)$$

である。いま社会の第 j 番目の人が、彼の収入（収入の源泉は何でも良い、彼の階級としての位置に依存する）で購入しえた財の束を b_j とする ($b_j = (b_{j1}, b_{j2}, \dots, b_{jn})$)。同様に第 i 番目の成員の購入しえた財の束は b_i ($b_i = (b_{i1}, \dots, b_{in})$) とする。 ($b_i \neq b_j$)

いま社会成員の労働量は正確に等しいとする。即ち各人は $\frac{1}{N}$ 時間の労働をさまざまな形態で行なったとする。すると $b_i \neq b_j$ であるから、各人が受けとった財を生産するのに「必要な社会的労働量」の合計は、一般的には同じではない。これは、各人の収入源泉・収入額が異なることからきている。このとき、

$$Ab_i \sim 1 \begin{cases} Ab_i > 1 & \text{搾取している} \\ Ab_i = 1 & \text{搾取なし} \\ Ab_i < 1 & \text{搾取されている} \end{cases} \quad |**|$$

が搾取の判定基準となる。

すなわち、各人が取得した財の生産に必要な労働時間と各人の支出した労働時間の比較をした搾取の有無を判定するのである。Roemer は、これを Marx の搾取概念の一般化と呼ぶ。

また社会の各メンバーの支出した労働時間は、同じである必要は必ずしもない。 $\sum N_i = N$ ($i=1, \dots, n$) とし、 N_i と N_j は必ずしも等しくないとするれば、

$$Ab_i \sim N_i \begin{cases} Ab_i > N_i & \text{搾取者} \\ Ab_i = N_i & \text{—} \\ Ab_i < N_i & \text{被搾取者} \end{cases} \quad |***|$$

と考えるとよい。また $\sum_{i=1}^n b_{ij} = y_j$ ($j=1, \dots, n$) である。

搾取の判定基準を※や※※の様になると、資本家は指揮監督など一切の労働をしない場合で何らかの財を取得しているとき、搾取者となるが、ハンディキャプトの成員が労働時間の支出がほとんどゼロに近いとき、その人も“搾取者”となる。また賃金労働者が購入した財が、偶然にも労働集約的な産業の生産物を大量に購入したとし、その財の生産に必要な労働量が、自己の販売した労働時間より多い場合があれば、その労働者は搾取者となる。あるいは、搾取者か被搾取者かの判定をなしえないグレー・エリアの領域に入る成員も出てくる。Roemer は、偶然的な事情によって搾取をめぐる status が決定されることを排除するために搾取の判定基準としているのは上記のものと全く同じではない。それは、

$$\begin{aligned} \nu \text{ 搾取されている} &\iff w^\nu < \frac{1 - \rho_{\max} w}{\pi \rho_{\max}} \\ \nu \text{ 搾取者である} &\iff w^\nu > \frac{1 - \rho_{\min} w}{\pi \rho_{\min}} \quad |***| \end{aligned}$$

である。ここで $\rho_i = A_i/p_i$, $\rho_{\max} = \max_i \rho_i$, $\rho_{\min} = \min_i \rho_i$ である。

また p , π , w はそれぞれ、線型計画モデルでの最適計画の均衡価格、均等利潤率、賃金率である。

$$\begin{aligned} \max (p - pA)x^\nu + (p - (pA + wL))y^\nu + wz^\nu &\equiv \pi^\nu(p, w) \\ \text{subject to} & \\ pA(x^\nu + y^\nu) &\leq p\omega^\nu \\ Lx^\nu + z^\nu &\leq 1 \\ x^\nu, y^\nu, z^\nu &\geq 0 \end{aligned}$$

x^ν は ν が自己労働で操業するために選択する活動水準のベクトル、 y^ν は ν のために、彼が雇用して操業する活動水準のベクトル、 z^ν スカラーで ν が販売する自己の労働量である。搾取の判定基準は(※※※)は各人が任意の一財を選んですべての収入を支払う様な経済を考えて (p, w) が最適解であり ($w > 0$), $p = (1 + \pi)pA + wL$ であり、 $\pi > 0$ のときに成立するようにした工夫

である。この様な利潤が存在し、生産技術の「有機的構成」が同じでない様な活動があるときには、 Λ_i/p_i はすべてが等しくはないし、不等労働量交換は一般的であるが、 ρ_{\max} は労働量/価格比が最大のものであり、 ρ_{\min} はそれが最小のものである。Roemer は、この判定基準は倫理的な見地からも正当化しうるものと考えている。すなわち、各人が社会の純生産物のなかから自己の労働に応じた分配を受けとっているか、それともそれ以上に他人の剰余労働を取得しているか、あるいは労働量以下しか受けとっていないかということは、倫理的にも搾取が非難されるものとして示せるからである。

5. Roemer 搾取の一般的定義

前項の搾取の定義や判定基準について Roemer は結局放棄する。その理由は次のとおりである。「価値」の概念を用いているが、労働価値説は一般的でないので、この概念を用いないで搾取を定義することを選ぶ。Roemer が用いる「価値」は「最適価値」と森嶋がよぶものであって Marx、置塩らの価値規定と同じではない。Roemer は、この「最適価値」でも一般性を欠くのは、異質労働の存在や固定設備、結合生産の取り扱いが困難を含むと考えるからである。「最適価値」は市場での均衡価格に依存するものである。また、より基本的には、このような労働力という特殊な商品を取りだして価値尺度の基準にすることは十分な根拠がないと考えている。鉄鋼を基準にとって「鉄鋼価値」を考えることもできるし、再生産可能でない「石油」を価値尺度にとることも可能であり、「労働」でなければならない理由がないと判断している。⁶⁾

(a) ゲーム論的設定

Roemer は、搾取のより一般的定義としてゲーム論を応用して、「剰余価値論にもとづく搾取論」にかえて、「所有関係にもとづく搾取論」を提出した。それはどの様な社会での搾取をも判定しうる一般的なものであると考えている。

搾取の概念には、確かにある種の不平等ということが含意されているが、すべての不平等が搾取をもたらすものではないのだから、ある社会で搾取が存在するということを主張することによって何を意味するのか明らかにならなければならない。

ゲーム論でいう提携 Coalition と撤退のルール withdrawal rule が援用される。ある大きな社会があり、そこである提携 S があり、 S は次のような条件が充たれるとき、そのときのみ搾取されているとする。

- (1) ある仮想的に実行可能な代替案が存在し、その代替案のもとでは S は、現状の状態よりも改善される。
- (2) この代替案のもとでは、提携 S の補集合としての S' は、 $N-S=S'$ 、現状に比して状態は悪化する。

いまある経済があって、 $\{z^1, \dots, z^N\}$ という配分の集合を維持しているとする。ここで z^i は第 i 番目の主体が受けとる利得であり、これは貨幣の量であっても財の束であっても、満足のある水準などであってもよい。 N 人のプレイヤーが参加する協力ゲームを特定化するために、提携は許容提携であり、譲渡可能効用が存在する様な提携ゲームを考える。

特性関数 v では、提携 S のすべてのメンバーに対して、利得 $v(S)$ を対応させるようなものとする。 $v(S)$ は提携 S によって、あたかも社会全体から与えられた持参金の様なもので、提携 S が元の社会から退出してゆくときに撤退のルールによって規定された権利の行使として入手可能となるものである。この撤退は仮説的なもので、元の社会で何らかの制度的調整によって達成しうるというものではない。

提携 S は、ある配分の集合 $\{z^1, \dots, z^N\}$ のもとで、代替案 ν に関して、仮に

$$\sum_{i \in S} z^i < \nu(S) \quad (1)$$

$$\sum_{i \in S'} z^i > \nu(S') \quad (2)$$

が充たされた時、すなわち、その配分が撤退ルールの特定化によって定義され

るゲームのコアでないとき、に搾取されていることになる。譲渡可能効用を仮定しているから N のうちの提携に参加した S のメンバーの間で、 $z^p < z^p$ になるようにサイドペイメントが行われて、各人の分配分を受けとるものとする。このことは、(1)が充されていれば、実行可能である。この点を仮定しておけば提携内でのインセンティブや、戦略について考慮しなくてもよい。

(b) Withdrawal Rule

各社会で初期にメンバーのあいだでの各種「資産」の分配が endowments として与えられると、withdrawal rule が N 人協力ゲームの性格を決め、先の条件(1), (2)で判断して搾取状態を判定し、搾取の類型化が可能となる。

封建制度のもとでは、土地が基本的な生産手段であるから、封建制のもとの代替案は封建支配の領域内にある土地をそのメンバーに均等に配分したときに、提携 S' のグループが封建社会から退出する際に権利として確保しうる 1 人当たり土地サイズを合計したもので S のグループだけで営む経営をもったときに得られる利得と現状の利得を比較するというものである。「1 人当たり均等な封建的領地」が撤退ルールである。

資本制のもとでは、社会に存在する譲渡可能な資産としての生産手段の 1 人当たり量が撤退ルールである。提携 S がこの 1 人当たり譲渡可能な生産手段を集計して、 S の力でのみサブ経済を営むときに得られる 1 人当たり利得と、現状の利得を比較する。サブ経済内では譲渡可能効用の仮定があり、競争市場均衡のコアが形成され、その内部にある限り平等主義的分配が保障され、搾取はなくなる。

「社会主義」のもとでは、前提として譲渡可能な資産・生産手段に関しては社会の成員が平等主義的にアクセスすることが可能であるので、1 人当たり譲渡可能な資産の不平等は存在しないので、改善は不可能となる。

そこで譲渡不可能な生産的要素として人的な資産＝熟練労働、知識があり、これらについては平等主義的に配分されていない。そこで、これらの譲渡不可能な生産要素・人的資産の平等主義的配分を想定する撤退ルールが考えられる。

これは結局、労働時間当りの基準となる。社会の熟練労働を含む労働能力が時間で測って総計 N 単位時間であるとき、この N は「社会主義」のもとでは平等主義的には配分されていないから、不平等の重要なものとして残りつづける。各成員がもつ労働能力が不平等なときの撤退ルールは、1人当り1単位時間の労働量を提携 S のメンバーが引き上げてサブ経済を営むとき（生産手段の平等主義的分配は保障されている）に得られる利得と現状の利得を比較する。

以上の様に考えて撤退ルールを特定化して、その基準で測ったときの搾取を「封建的搾取」（奴隷制の場合も同様に考える）、「資本制的搾取」そして「社会主義的搾取」と性格づける。

ここでゲームの解は、 $|S|$ を提携 S' の要素の数とすると、

$$v^1(S) = -|S|Ab \quad (b: \text{生活手段ベクトル}) \quad (1)$$

$$v^2(S) = \pi \frac{|S|}{N} p\omega + |S| = |S| \left(\pi \frac{p\omega}{N} + 1 \right) \quad (2)$$

$$v^3(S) = w_s \quad (w = py) \quad y: \text{純生産物ベクトル} \quad (3)$$

$$v^4(S) = -|S|Ab \quad (4)$$

ω は譲渡可能な各種生産手段のベクトルである。(1)は私有制のもとでの単純再生産の経済のマルクスの搾取ゲームの解、(2)は蓄積が行なわれる場合の「資本家的搾取」ゲームの解、(3)は蓄積が存在する経済のマルクスの搾取のときの解、(4)単純再生産の「社会主義」ゲームのときの「社会主義的搾取」ゲームの解、である。(詳細は、文献(2)、ch.7参照)。

6. 搾取の二側面

Roemer が提出している様な問題について積極的に考えてみる。

搾取論には経済理論が問題にする二側面がある。一つは倫理的な側面であり、二つは因果的側面と Jon Elster が呼ぶ側面である。

(1) 搾取の倫理的側面について

経済学が取りあげる搾取は、生産物・所得などの分配問題を含んでいる。したがって、この生産物の分配・所得分配をめぐる倫理的側面の問題をもつ。この倫理的な側面あるいは搾取理論の規範的側面の議論は、Jon Elster が“Making Sense of Marx”（1985）で多くを展開している。

上述した様に“搾取”概念は、非常に強い道徳的批難の意味がこめられている。道徳的な“悪”が、搾取であるならば、その悪は廃止されるべきだという規範的な主張を含む。“廃止すべきである”という主張は、廃止をすることが実現できなければ意味をもたない。廃止を実現するとは、搾取という社会現象を解消できる様な社会的条件が実際に生みだされなければならない。なぜならば、搾取は社会的な現象として把握されているからである。ここで社会的な現象という意味は二重である。第一は人間と自然の関係において、自然（人間の外的自然）の側の主要な要因によって生起するものではないということである。搾取が発生するためには、ある程度の人間社会の発展段階が必要条件となる。

人間の自然に対する認識の水準、人間の自然への働きかけの際の活動の仕方（組織・協働のあり方、協業・社会的分業のあり方）、人間が生産した生産手の発展水準などが社会の発展段階を規定する。社会全体が生産的活動に従事しても、社会全体の成員が生存を維持するのに必要な程度の純生産物を生産可能な水準に到達して、その水準を維持するのが困難であるときには、社会の一部の成員による他の成員の労働の成果を系統的に奪いつづける様な社会制度は存続不可能である。

だから、搾取が発生するためには、系統的に剰余生産物の生産が可能となる様な程度に生産力水準が致達していることが必要である。

第二に、以上のことから、搾取が系統的・体系的に普遍に存在するか、たまたま偶然的で局所的であるかどちらの現象を扱うかといえば前者である。したがって問題とする搾取は社会のなかで狭い範囲で局所的に生起している問題ではない。サイズの小さい社会では、その社会の成員の個々人が問題となり、個人による個人の搾取、個人による集団の搾取が発生しうるが、サイズの大きい

社会になればなるほど、集団による、個人ではなく、集団の搾取が主要になる。Roemerが搾取する階級と搾取される階級をとらえることは問題に合致したやり方である。社会的現象であるというときに、個人と個人の間の問題であるより、集団と集団の間の問題として搾取をとりあげることによって搾取を普遍的な社会現象として把握することが可能となる。

したがって、階級的な現象として搾取をとえらることが重要であり、生産物や所得の分配の問題であっても、健全者とハンディキャプトの間の分配をめぐる問題は搾取論の倫理的な側面の問題や因果的側面の問題をも形成するものではない。もっと一般的に述べれば、搾取理論の倫理的側面としては、諸個人間の所得分配に関する一般的な道徳的判断を下す基礎となりうるものではない。

搾取と強制の問題：倫理的な問題の論点の一つに強制の問題がある。奴隷や農奴の場合には、「経済外的強制」とよばれる直接的な強制がみられる（経済外的かどうかは問題である）。奴隷制、封建制は、生産物の商品化が部分的にはあり、人間の労働力ではなく人間そのものが売買されることもある。売買される奴隷労働がうみだす剰余生産物を取得したり、封建制のもとでの「領主の土地」での強制された賦役労働などは、明白に人による人の強制をとともなるものである。したがって、これらの非市場のメカニズムをとおしての搾取は、自由だとか、自己決定という倫理的な基準に照らして非難される不正義である。

道徳的非難をするときには、それが廃止されるべきであるという主張をも含むことを述べたが、歴史的事実として廃止された経験がある。しかし廃止されたが、何時でも廃止しうるのかといえ、廃止しうる内容、この場合には非市場の強制的メカニズムの二つの型は、それぞれ廃止されうる社会的条件が整備され、廃止を求める実践的行為が必要であって、それらが整わなければ、廃止されるべきであっても、廃止できる現実的条件がないのである。非市場経済メカニズムによる強制と、剰余生産を可能にする生産力水準があってはじめて、奴隷・封建的農奴の剰余労働の搾取が現実化した。種々の形態をとる地代もこの強制メカニズムのなかに含まれる。資本制のもとでの賃金労働者は、直接的強制によって系統的に搾取されているのではない。もちろん、資本制でも直接

的な強制は存在する。資本―賃労働関係の維持が、市場メカニズムをもってするのみでは困難になったとき、あるいは、一層正確には市場メカニズムの作動した結果としてその関係が脅かされる事態をうみだしたときには、powerの直接的行使が、国家機構や資本家によってさえもなされた歴史的経験が過去に多くあったし、現在でもある。

市場メカニズムにもとづく搾取制度がその内部にもつ力による支配関係は存在する。それは、上述の国家による所有の権利の保障のための力の行使以外に、独占的支配の行使であり、貨幣発行の権利の行使であり、直接的生産過程での指揮・監督・命令などや差別的取り扱いによる脅迫などである。

外見的自由と経済的強制の問題：賃金労働者は奴隷・農奴などに比して、二重の意味で自由である。身分的・直接的束縛、土地への緊縛という状態からの自由、自己の労働力を販売する自由である。工場のみでは、賃労働者は、彼の自由時間の範囲内で、彼の賃金の範囲内で自由に行動しうるし、労働市場で自己の労働力の買い手を選択し、変更する自由をもっている。資本制での賃労働者のこういった外見的自由にもかかわらず、経済的強制とよばれる状態がある。Elsterは、coercionとforceという概念の区別をすることで強制を2つのタイプに区別する。coercionは誰かによる意図的な主体・強制者を含むものとし、forceは選択の余地のない制約が存在することを含意するものになっている。強制者による意図的な力の行使をとともなうものをcoercionと呼び、誰かがcoercerである。

これに対して、forceは、forcerとしての主体は直接には現われない。労働者階級は、自己の労働力の販売行為を階級として集団的には、選択の余地なく実行させられている。この選択の余地なくさせる制約条件は、市場的搾取のメカニズム全体であり、賃金―価格関係をとおして実現されている。自己労働力は必ず販売できる保障は制度的にはなされていない。失業の“自由”もある。また、賃労働者が自己労働にもとづく小商品生産者への転化を妨げる制約条件も、賃金―価格関係を基礎とする市場メカニズムによって、小商品生産者の存立条件を掘り崩すことによって準備される。

これらのメカニズムは搾取の因果的側面の解明の問題である。選択の余地なく自己の労働力を販売せざるをえない制約条件のもとにおかれるということは、資本制の基礎的条件でもある。商品市場・貨幣・信用市場と労働市場がすべて、この force に関与している。

coercion や force は、人間の自由・自己決定の基準に照らして倫理的に非難される克服されるべき状況である。

(2) 搾取の因果的側面

Roemer は、搾取というものは、“A が B を搾取している” というようには定義できないと考えている。⁷⁾ “搾取されている” ということと、“搾取している” ということが言えても両者の間に因果的な関係を認めない。ただ Roemer のばあいはある個人と社会全体との関係だけが問題になり、個人と個人だけでなく、階級と階級の関係でも「資本家階級が労働者階級を搾取する」ということは定義できないとする。個人の労働が社会へ移転し、逆に社会の労働が個人へ移転するという関係が定義できるだけであるということは、Roemer の搾取の判定基準に示されている。社会全体の労働の結果、社会全体の純生産物が生産され、生産物の分配が交換過程をとおして行なわれ、その交換過程での現象として、社会の労働と個人の労働の間に移転が生じるだけである。

Roemer は、生産過程で搾取が行なわれるのだという主張に反論してつぎの様に考える。

搾取現象には、生産過程での強制 (coercion) は必要ではない。階級と搾取の発生のためには、自由競争の市場と労働市場もしくは信用市場があれば十分であり、coercion は、所有関係の維持にとってのみ必要な支配である、という。Roemer の立場は、資本家の労働者に対する支配や強制は、所有関係の維持に限定したもので十分であり、仮に生産過程で労働者によるコントロールが成立しても、所有関係が維持されていれば十分だと考えている。生産過程における資本家の支配は所有関係の維持にとり必要条件でさえないという Roemer の主張の根拠はどの様なものか。生産過程における支配というものは、所有の差異

から生じる階級と搾取にとり二次的なものであり、ある程度は搾取率への影響を認めても、生産過程での労働者の闘いは資本制の階級と搾取にとって決定的なものとならず、生産手段の資本家的所有の正統性に対して闘いの矛先がむけられるべきだと主張する。にもかかわらず現実には生産過程での資本家の支配がなぜ存在するのかについては、Roemer の回答は、労働市場における労働力商品の売買契約が不完全であるからだというものである。賃金と労働の交換に関する契約に際しては、労働契約によって完全に厳密に特定化することが困難であるから生産過程での資本家の支配があるにすぎない。この不完全さは、費用をかけずには克服できないので労働者が主観的に考える程度以上の労働をひき出すために生産過程での支配が代替物となる。

労働契約で労働者との間にすべて厳密な協定が締結できれば、契約違反を双方が犯せば契約にもとづいてペナルティが科せられるだけである。アSEMBリーラインのスピードを決めるのも契約であり、この契約は交渉によって決定される。労働市場における交渉力の強弱は、労働者の組織力、失業水準、社会保険の整備状況、などに依存するが、それらはすべて契約内容に反映される。労働市場の競争が不完全であるから契約締結が不完全になると考えているのがRoemer である。これらの点が搾取の生成を流通過程、交換過程にもとめる論拠も形成している。

搾取の因果関係的側面ではRoemer の様に経済主体の資産所有の不平等と主体の選択行為の結果としての階級と搾取の発生の論理では十分に説明されることはない。上述のように、生産過程・流通過程を総体として把握し、資本蓄積過程をみないのは、搾取を生産物の分配をめぐる問題の狭い領域にとじこめるからであり、所有関係と分配関係の対応がつけられていても極めて浅薄な搾取現象の把握にならざるをえない。ここで搾取の因果的側面についてすべてを論じることはできない。搾取は分配をめぐる問題であるが、商品生産社会で、賃金—価格関係をとおして実現する搾取という事実の因果的分析は、交換過程の分析のみでは不十分である。Roemer が「所有関係の搾取論」とよぶものが所有関係と分配関係の因果関連が有効性をもって論じられていない。⁸⁾

7. 搾取・収奪・不等労働量交換・労働の譲渡

Roemerのように価値規定上の理論的困難を理由に、マルクスの価値・剰余価値の概念を放棄して、ゲーム理論に逃げ道を求めることは搾取論にとって何か新しい論点を提出しているか？ 第一は搾取の類型化について前進させている。第二は所有関係から階級・搾取を導き出す点は新しいものではないが、新古典派の世界で考えるものに説得できうる問題の提起の仕方をしている。しかし、決定的には搾取を交換過程の狭い領域にとじこめてしまう難点をもつ。搾取の因果的説明は、筆者の考えでは K. Marx の『資本論』でいえば、全3巻をとおして与えられているものである。また、因果的メカニズムの説明のためにも、所有関係が基礎をなすが、Roemerの場合には、所有の不平等、均等でない所有者間の状態が平板にあつかわれているにすぎない。所有ということに関してこの弱点は、例えば資本家による私有廃絶後の「社会主義」では、Roemerは社会のメンバーが均等にアクセスしうる様な所有関係が少なくとも物的な譲渡可能な生産手段に関してはすでに形成されたものとしていることにも見られる。分権的・市場的社会主義・民主的政治システムをもつ社会主義を主張する根拠が、非物的・人的な資質の不平等な配分を原因とする不平等な分配関係に求めていることは、所有問題の解明にとり十分に説得的であるとはいえない。

(1) 搾取について

搾取についての倫理的側面で述べた様に、搾取概念は狭義の個人間の分配をめぐる問題に関する判断の道徳的基礎を提供しうるようなものではないと考える。搾取は廃絶されるべきものとして考える。したがって搾取論にこだわるべきでないとする Roemer の見解には首肯しえない。搾取は Roemer の様に生産手段の所有を基礎に階級関係を説明し、その社会での経済現象の解明の基礎

をなす様なものとして考える。したがって Marx の価値論・剰余価値論や生産過程・蓄積過程の分析を不要とする様な狭義の労働と生産物の分配の問題に限定すべきではない。搾取は搾取階級と被搾取階級の間での因果的な関係としてとらえる。搾取が発生する制度的条件・発生メカニズム、搾取関係が再生産されるメカニズムを分析しなければ十分な搾取理論にはなりえないと考える。

この意味では、搾取概念の内包的拡充がより重要であり、外延的拡張の基礎をなすものである。したがって搾取の字義的な意味での定義として、資本制でいえば賃金労働者の直接労働時間と消費財(賃金で購入する)の生産に必要な直接間接の労働時間(最適価値ではない)との比較で、直接労働時間－必要労働時間＝剰余労働時間を理論的にも、統計を用いて近似的にでも測定可能な概念とする。これを基礎とし出発点としても、さらに搾取とは何かという定義を完全なものにするためには搾取の因果メカニズムの全体を必要とするようなものだと考える。その際には、Roemer のような所有－意思決定・選択行為－不等価交換－(生産)－不等価交換の連鎖のなかで、生産過程・交換過程の分析；相対的・絶対的剰余価値の生産の理論的分析を必要とするし、交換過程や貨幣信用－資本市場の分析が必要と不可欠のものと考え。とくに貨幣・信用市場は、Roemer や新古典派の一般均衡論的分析(生産・交換の分析)の出発点となる所有資産の不平等な分布を前提とする抽象的なレベルの克服のためにも必要であるが、Roemer の議論には貨幣の本質的な分析が完全に欠けている。貨幣・信用市場の分析・蓄積過程の分析も所有関係の分析を基礎としなければならないものと考え。

価値概念・剰余価値概念は有効な基礎である。Roemer は置塩・森嶋らの「マルクスの基本定理」を承認しながら、ゲーム論に逃げ道を求めた結果として価値・「最適価値」とともに放棄している。

搾取概念に不可欠な含意は、所有概念の経済学的内実の分析であり意思決定への直接生産者の関与の排除という内実を入れるべきだと考える。

(2) 収奪・不等労働量交換

搾取とは区別された収奪・不等労働量交換という概念は有効であるとする。大資本による小資本の収奪、資本による農民の収奪などの分析が搾取論を基礎にしてなされる必要がある。収奪はやはり、倫理的な非難の意を含む。これは主として交換過程での現象である。

不等労働量交換は、資本制では商品の等労働量交換は一般的には成立しないから、資本制の交換はほとんどすべてがそうであるといえる。商品と商品の間の交換が不等労働量交換であるというのは Roemer の ρ で示される。

$A_i/p_i = \rho_i$ ($i=1, 2, \dots, n$) がすべての商品で同じではない。第 i 部門での労働が第 j 部門の労働に比して相対的に高く（低く）評価されるのは、資本制の価格形成基準が利潤率均等化であり、生産過程の「有機的構成」が各部門で相異なるからである。この不等労働量交換は市場での生産物の需要の部門間分布と供給能力（条件）の部門ごとの状況との不均衡からも生ずる。

収奪は、不等労働量交換と区別して、市場での取引にあたって独占的地位を背景とした force や coercion をともなう交換行為から生じる不正な取引である。不等労働量交換は、搾取や収奪のような倫理的な非難の意味がこめられないのは、「公正」な取引によっても私的労働の貨幣による事後的な社会的評価システムとして歴史的に形成された妥当な市場機構をとおして恒常的に発生するからである。

(3) 労働の譲渡

社会的分業によって支えられている社会は社会の成員が分業の各環節で具体的有用労働を支出して、生産活動を営むことによって、社会の存続が可能となるのである。したがって社会的分業のどの環節での具体的有用労働も社会全体の労働の一分肢である。生産物や生産的行為の交換は、社会成員のあいだの労働の交換を介在しているにすぎない。この社会で行われた労働の成果のプールから、各成員が社会の他の成員の労働を自己の労働と交換にひきだす一つのシステムが商品交換システム、市場制度である。

どの様な複雑で、熟練を必要とする具体的有用労働も社会の総労働の一分肢にすぎないことを考えれば、異質労働の存在を困難点として、労働価値論を放棄することの不合理性は明白である。人間の労働の生産物である耐用期間の長期にわたる生産手段（社会的共同のものも含め）の存在があるからといって価値概念を放棄することは、有効な社会分析の理論を台無しにすることになる。

労働価値説はその主内容として、D. Ricardo の様に商品の交換比率が投下労働量の比に一致するとした論者もいたが、Marx は商品生産社会では不等労働量交換が支配的であることを主張している。

社会的分業が行なわれ、私有が存在するときに労働生産物は商品形態を纏うようになる。この商品生産社会では、私的労働は貨幣との交換をとおして社会的必要な労働としての承認を受け、私的労働の量の社会的測り直しが行なわれる。商品市場が発展すればするほどこの測り直しは客観的基礎を強め法則的になる（一物一価の法則）。したがって社会成員のあいだの労働交換は商品生産社会では、私的労働の社会的評価システムを市場としてもつ。社会的評価を受けた労働量が生産物の価値を形成する実態となり、この社会的な「抽象的・一般的人間労働」は、個別労働の単純な集計ではないという意味でも交換は個別労働の等労働量交換ではない。さらに「抽象的人間労働量」の基準でみても等労働量の交換は一般的ではない、という意味でも不等労働量交換である。この二重の意味での不等労働量交換は、搾取ではない。労働の移転ないしは、「労働の社会的測定」と「労働の譲渡」とよぶべきものである。具体的有用労働の見地からの「労働の譲渡」ではなく、「抽象的人間労働」の譲渡である。

この「労働の譲渡」現象は商品生産社会一般にみられるものである。また非商品生産社会でも、自発的意思やその共同による決定にもとづく「労働の譲渡」は存在する。贈与はその典型例である。社会成員の一部は、他の成員からの「労働の譲渡」によって生存を支えられる場合もある。これらも譲渡者の自発的意思によるから、搾取でも、収奪でもない。

生産手段の私有が廃絶された社会では、これらの問題についてどの様に考えれば合理的であるのか？ 市場機構を利用する限りで、不等労働交換＝「労働

の譲渡」現象は発生しうる。この社会では、社会的に合意された基準で労働の代価・報酬をうけとる。これは社会全体の労働の成果のプールから自己の個人的・共同的な利用に供する部分の権利証でもある。この「権利証」が適切に発行されることが必要である。乱発されると、労働に照応しない「権利証」の歪んだ配分が発生する。この歪んだ「権利証」の配分は、「不当な労働の譲渡」を招くことになる。「権利証」あるいは「引き出し権」の歪んだ発行が、制度的に特権的な層によって特権的な層に有利に行なわれるとこれは社会の共同の金庫からの窃盗である。

また、社会の純生産物の生産量が与えられたときに、社会が共同で消費する部分に関しては、先に共同の意思でルールにもとづき質量を決定し控除し、そのための「権利証」は社会的にしか行使できないようになっていなければならない¹⁰⁾。個人的消費の「権利証」は、今期の生産物に対してのみ有効である必然性はない。「権利証」の行使の権利を今期は留保し、将来行使することも許容される。純生産物から社会がルールに基づいて発行した「権利証」で個人的消費と共同消費が確保されれば、その後であるいは少なくとも同時に社会の蓄積ファンドや予備のファンドなどに関して「権利証」が配分されなければならない。したがってこの剰余生産物の利用の「権利証」の総量に関しては社会的合意を基礎に決定されなければならない。さらに、この権利証の総量の配分に関するルールが存在しなければならない。これを一元集権的に決定することは、社会のサイズがきわめて小さいものでなければ、合理的決定の条件を欠くことになる。各部門、地域などへの配分はルールに明記する部分・年次計画的に規程しておく部分と、常に市場からのシグナルに応じて配分をその方向へ導く部分に区分されうるかもしれない。分権的計画メカニズムは市場からのシグナルによる配分を多用することになる。また、個人に配分された「権利証」の権利行使留保分は、他の個人の将来受領しうる「権利証」の先行的権利行使を許容しうるためにもファンドとしてプールされる必要がある。この「権利証」の異時点交換には、人々の時間選好に応じた「労働の譲渡」に対しての「利子」が必要で、その「利子率」の水準は需給関係で調整される。この社会の「権利

証」の管理・運用には専門の銀行が必要である。この銀行は「権利証」の総量を管理し、規制できなければならない。「権利証」行使の時間選好と、「権利証」の分割行使「権利証」の使用受授のコンピューター処理などが銀行の職務となるが、この銀行の業務に関して社会的なルール（運用、発行、預け入れ、引き出し、貸出しなどについて）を設定し、ルールにもとづく運営と、社会的な意思決定のシステム導入が必要である。さらに同様に企業・国家などの社会的機関に対して、社会の剰余生産物の配分がルールに従って決定されたときに、「権利証」行使の留保や、先行的行使に対応する銀行業務のルールが必要である。この社会が分権的市場社会主義として、私有制廃止の内実を形成しうるものとなるためには、Roemer が述べている様な生産手段・譲渡可能な物的生産手段へ平等主義的アクセスが保証されていることが必要である。その平等主義的アクセスの内実は、社会の生産に関する上述の各種チャンネルが設定され、決定への参加が何重かにわたって保障されていること、特権的集団や独占的な市場がなく、競争的であることが必要であり、自己の労働の処分の自由度の進展が上述のチャンネルをとおしてのものであることが必要であり、労働市場での自由度の拡大だけではない。

この社会で「搾取」は、特定の意思決定集団による窃盗が恒常化し、特権的階層が再生産され、広範な社会成員の意思決定チャンネルへの通路を妨ぎ、権利を抑圧し、生産手段共有の内実が崩されるときである。これは事実上の生産手段の社会的所有や共有制の崩壊であり、さらには、私有制の復活である。

- 1) Roemer 文献(7), (9)など。
- 2) Roemer 文献(2), pp. 121-146.
- 3) Roemer 文献(2), pp. 113-173.
- 4) 森嶋文献(16)。
- 5) 置塩文献(20)。
- 6) Roemer 文献(2)および(7), 同様の論点は Cohen 文献(10), Hodgson 文献(14), Elster 文献(13), 反論は置塩文献(19), (20), 甲賀文献(23), (24), 鉄鋼価値説批判は酒井文献(18)。
- 7) Roemer 文献(7)。
- 8) 甲賀文献(21), (22)で筆者の見解を論じた。

- 9) 菊本・北野文献(17)。
 10) Morishima & Catepheres 文献(16)参照。

文献リスト

Roemer, John, E.

- (1) 1981 Analytical Foundations of Marxian Economic Theory, Cambridge University Press.
 (2) 1982(a) A General Theory of Exploitation and Class, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
 (3) 1982(b) New Directions in the Marxian Theory of Exploitation and Class. in Politics and Society Vol. 11, No. 3, pp. 253-287. Reprinted in "Analytical Marxism" 1986 ed. by John Roemer (pp. 81-113), Cambridge Univ. Press.
 (4) 1982(c) Reply : in Politics and Society, Vol. 11, No. 3 (pp. 375-394).
 (5) 1982(d) Exploitation ; alternatives, and socialism, Economic Journal 92, March, 1982 (pp. 87-107).
 (6) 1982(e) Origins of Exploitation and Class : Value theory of Precapitalist Economy, Econometrica 50 (pp. 163-92).
 (7) 1986 Should Marxists be interested in exploitation ? in Analytical Marxism ed. by J. Roemer, 1986, Cambridge Univ. Press.
 (8) 1983 R. P. Wolff's, Reinterpretation of Marx's Labor theory of Value, Comment (pp. 70-83). Philosophy & Public Affairs.
 (9) 1990 'A Theory of the Formation of Class and the Emergence of Exploitation', 『国民経済学雑誌』 Vol. 162, No. 3.

その他

- (10) 1978 G. A. Cohen, "Karl Marx's Theory of History" princeton.
 (11) 1979 G. A. Cohen, 'The Labour Theory of Value and the Concept of Exploitation', in Philosophy & Public Affairs, 8, No. 4, also Reprinted in "The Value Controversy", I. Steedman & Arthor, S., NLB (pp. 202-223).
 (12) 1982 Jon Elster, 'Roemer vs. Romer', in Politick & Society, Vol. 11, No. 3, pp. 361-373.
 (13) 1985 Jon Elster, "Making sense of Marx", Cambridge University.
 (14) 1980 Geoff Hodgson, 'A Theory of Exploitation without the Labor Theory of Value', Science & Society, Vol. XLV, No. 3, Fall (pp. 257-273).
 (15) 1982 Heing Holländer, 'Class Antagonism, Exploitation and The Labor Theory of Value', The Economic Journal, 92 Dec. (pp. 868-885).
 (16) 1978 M. Morishima & G. Catephores, "Value, Exploitation and Growth",

MaGraw Hill.

- 1980 M. Morishima & G. Catephores, 『価値・搾取・成長』高須賀・池尾訳, 創文社。
- (17) 1990 菊本義治・北野正一「共有と集権, 分権」『国民経済雑誌』Vol. 162, 3.
- (18) 1984 酒井凌三『価値と労働』ミネルヴァ書房。
- (19) 1990 置塩信雄「労働価値説の主要命題」『労働価値説の現代的意義』経済理論学会年報, 27.
- (20) 1982 置塩信雄『マルクス経済学』筑摩書房。
- (21) 1971 甲賀光秀「搾取論・剰余価値論の論理」『立命館経済学』Vol. XX. No. 2.
- (22) 1981 甲賀光秀「資本制の存続条件としての産業予備軍」『立命館経済学』Vol. XXX. No. 3~5.
- (23) 1975 甲賀光秀「P. A. Samuelson らの Marx 批判」『立命館経済学』Vol. XXIV. No. 1.
- (24) 1976 甲賀光秀「結合生産, 価値・剰余価値」『立命館経済学』Vol. XXIV. No. 5. 6.